令和4年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

申告期限 令和4年1月31日(月)

※期限間近になりますと窓口が混雑しますので、 1月14日(金)ごろまでの提出にご協力をお願いいたします。

提出先 羽島市役所 市民部税務課資産税係 本庁舎1階41番窓口

〒501 - 6292 羽島市竹鼻町55番地 ☎ (058) 392 - 1111 (内線2234·2235)

- ※償却資産申告書は郵送でご提出いただけますが、申告書の控えに受付印が必要な場合は、必ず返信用の切手を貼付した封筒も同封してください。
- ※償却資産申告書の「3個人番号又は法人番号」欄に、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

岐阜県羽島市

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額 又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算 入されるもののうち、その取得価格が少額である資産、その他政令で定める資産以外のもの(こ れに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。(地 方税法第341条第4号)

2 償却資産の種類と具体例

| | 資産の種類 | 主な償却資産の例示 |
|---------------------|---------------|---|
| 1 | 構築物 | 舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、井戸、 ビニールハウス、ゴルフ練習場設備等 |
| 構築物 | 建物附属設備 | 受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 【本ページ「3 家屋と償却資産の区分」をご参照ください。】 |
| 2 | 機械及び装置 | 各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含みます。)等 |
| 3 船舶 ボート、釣船、漁船、遊覧船等 | | ボート、釣船、漁船、遊覧船等 |
| 4 | 航空機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等 |
| 5 | 車両及び運搬具 | 大型特殊自動車(分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)等 |
| 6 | 工具、器具及び 備品 | 机、椅子、応接セット、パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、レジスター、 自動販売機、コピー機、各種工具等 |

[※] 業種別の償却資産については、14ページをご参照ください。

3 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備・給排水設備・衛生設備・空調設備・運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

一般的に、独立した機器としての性格が強いものや、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として取り扱います。

また、家屋の所有者以外の者(テナント等)が、事業の用に供するために借りた店舗などに取り付けた内装・造作及び建築設備等については、借主の償却資産として取り扱います。(地方税法第343条第10項)

詳しくは、2ページ〈家屋と償却資産の区分表〉をご覧ください。

| =0./#//> | | | 家屋と設備等の所有関係 | | | | |
|----------------|--------------------------|--|-------------|------|-------------|--|--|
| 設備等の 種類 | 設備等の分類 | 設備等の内容 | 同じ | 場合 | 異なる場合 | | |
| 住块 | | | 家屋 | 償却資産 | 家屋 脚獺 | | |
| 建築工事 | 内装•造作等 | 床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式 | 0 | | | | |
| | 受変電設備 | 設備一式 | | 0 | 0 | | |
| | 予備電源設備 | 発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等 | | 0 | 0 | | |
| | 中央監視設備 | 設備一式 | | 0 | 0 | | |
| | 電灯コンセント設備、 | 屋外設備一式、非常用照明器具 | | 0 | 0 | | |
| | 照明器具設備 | 屋内設備一式 | 0 | | 0 | | |
| | 電力引込設備 | 引込工事 | | 0 | 0 | | |
| | チレー エフルカニロ /++ | 特定の生産又は業務用設備(※) | | 0 | 0 | | |
| | 動力配線設備 | 上記以外の設備 | 0 | | 0 | | |
| · | | 電話機、交換機等の機器 | | 0 | 0 | | |
| 電気設備 | 電話設備 | 配管・配線、端子盤等 | 0 | | 0 | | |
| | LAN設備 | 設備一式 | | 0 | 0 | | |
| | | マイク、スピーカー、アンプ等の機器 | | 0 | 0 | | |
| | 放送・拡声設備 | 配管・配線等 | | | 0 | | |
| | インターホン設備 | 集合玄関機、親機、子機等 | 0 | | 0 | | |
| | 監視カメラ(ITV) | 受像機(テレビ)、カメラ | | 0 | 0 | | |
| | 設備 | 配管・配線等 | 0 | | 0 | | |
| | 避雷設備 | 設備一式 | | | | | |
| | 火災報知設備 | 設備一式 | | | | | |
| | 八次和政师 | | | 0 | | | |
| | 給排水設備 | 産 | | | | | |
| | | 局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用) | | 0 | | | |
| «∧ ₩-1. | 給湯設備 | 局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) 中央式給湯設備 | 0 | | 0 | | |
| 給排水 衛生設備 | | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備(※) | | 0 | 0 | | |
| H1 IX I/H1 | ガス設備 | 屋内の配管等 | | | 0 | | |
| | | 設備一式(洗面器、大小便器等) | | | | | |
| | 用工以佣 | 消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 | | 0 | | | |
| | 消火設備 | 消火栓設備、スプリンクラー設備等 | 0 | | | | |
| | | ルームエアコン (壁掛型)、特定の生産又は業務用設備 (※) | | 0 | | | |
| | 空調設備 | 上記以外の設備 | 0 | | | | |
| 空調設備 | | | | 0 | | | |
| | 換気設備 特定の生産又は業務用設備(※) | | | | 0 | | |
| | 上記以外の設備 工場用ベルトコンベア | | | | | | |
| | 運搬設備 | | | 0 | 0 | | |
| | | エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等 | 0 | | 0 | | |
| その他の | 厨房設備 | 顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等 | | 0 | 0 | | |
| 設備等 | 洗濯設備 | 洗濯機、脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサ ービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備等 | | 0 | 0 | | |
| | | 冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等 | | 0 | | | |
| 外構工事 | 外構工事 | 工事一式(門・塀・緑化施設等) | | 0 | 0 | | |

(※) 特定の生産又は業務用設備の例

- ・工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備 ・ガスバーナー用のガス配管
- ・工場用水道配管や汚水配管

・精密機械工場内の空調設備や集塵設備

・熱処理用のボイラー設備

4 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和4年1月1日現在、羽島市内に償却資産を所有している方です。

※償却資産を所有されていない方も、18欄「2.該当資産なし」に○を付け、提出をお願いします。

※廃業された方も、18欄「3.廃業ほか」に \bigcirc を付け、廃業年月を記入し提出をお願いします。

(2) 申告の対象となる資産

令和4年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ア 償却済資産(減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産)
- イ 簿外資産 (帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産)
- ウ 遊休資産 (稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- エ 未稼働資産 (既に完成しているが、まだ稼働していない資産)
- オ 建設仮勘定で計上されている資産であっても、賦課期日までに完成し事業の用に 供されている資産
- カ 福利厚生の用に供する資産(社宅等)
- キ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし本体とは区分して取り扱います)
- ク 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満であっても、税務会計上個別に減 価償却をしている資産(P.4参考①)
- ケ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの (P.4参考①) (例:中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産)
- コ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産(P.4参考②) ※上記ア、ウ及びカの資産については、申告もれが生じやすいため注意してください。

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(例:小型フォークリフト等)
- イ 無形固定資産 (例:アプリケーションソフトウエア、特許権、営業権等)
- ウ 繰延資産 (開業費等)
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもので、税務会計上固定資産として計上しないもの(税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入しているもの)(P.4参考①)
 - ・取得価額が20万円未満のもので、税務会計上3年間で一括償却しているもの (P.4参考①)
- オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、ファイナンスリース取引 に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの
- カ 棚卸資産 (商品、消耗品、原材料等)
- キ 書画・骨とう (ただし、複製品などで装飾的な目的で使用しているもの及び税務 会計上、減価償却資産として取り扱っているものは申告が必要です。)

〈参考①〉 少額資産の取り扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれる、いわゆる「少額資産」とは、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産については、固定資産税(償却資産)の申告の対象となります。

| ○=申告対象 ×= | =申告対象外 |
|-----------|--------|
|-----------|--------|

| 取得価格 償却方法 | 10 万円未満 | 10 万円以上 20 万円未満 | 20 万円以上 30 万円未満 | 30 万円以上 |
|------------|---------|--------------------|--------------------|---------|
| 中小企業特例(*1) | 0 | 0 | 0 | |
| 一時損金算入(*2) | × | | | |
| 3年一括償却(*3) | × | × | | |

- (*1) 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和4年3月31日までに取得した資産です(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。ただし取得価格が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。
- (*2) 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条
- (*3) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

〈参考②〉 借用資産(リース資産)について

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際 に資産を借りて事業の用に供している方に申告していただく場合に分かれます。詳しくは、次 の表のとおりです。

| リース契約の内容 | 資産を借りている方 | 資産を貸している方 |
|--|---------------------|----------------------|
| 通常の賃貸借契約による リース資産 | × (申告不要) | ○ (資産の所在する市町村へ申告) |
| 実際の売買にあたるような リース資産 (リース後に資産が使用者の 所有物となるような場合など) | ○ (自己の資産として申告必要) | × (申告不要) |

※平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引について、税務会計上、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告については従来とおり(原則リース会社からの申告)となります。

5 申告の方法について

(1)一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。 次の表の申告区分により、〇印のついている書類を提出してください。 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

| 提出書類申告区分 | | 償却資産申告書 | 種類別 | 明細書 | |
|----------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|----------------------------|--|
| | | (第26号様式) ※9ページ参照 | 増加資産・全資産用 (別表 1) ※ 10 ページ参照 | 減少資産用 (別表2) ※11ページ参照 | 留意点 |
| | 資産の増減が ない方 | 0 | × | × | 申告書 18 欄の「1 資産の増減なし」 に○を付けてください。 |
| 前年 | 増加した資産が ある方 | 0 | 0 | × | 種類別明細書(増加資産・全資産用) に前年中に増加した資産をすべて記 入してください。 |
| 前年度以前に由 | 減少した資産が ある方 | 0 | × | 0 | 種類別明細書(減少資産用)に前年 中に減少した資産をすべて記入して ください。 |
| に申告された方 | 増加・減少した 資産が両方ある方 | 0 | 0 | 0 | 前年中に増加した資産は種類別明細書(増加資産・全資産用)に、前年中に減少した資産は種類別明細書(減少資産用)にそれぞれ記入してください。 |
| | 廃業・転出 された方 | 0 | × | × | 申告書 18 欄の「3. 廃業ほか」に〇 を付け、その年月を記入してくださ い。 |
| 初めて申告 | 申告する資産が ある方 | 0 | 0 | | 種類別明細書(増加資産・全資産用) に羽島市内に所在する資産をすべて 記入してください。 |
| 申告される方 | 申告する資産が ない方 | 0 | × | | 申告書 18 欄の「2. 該当資産なし」 に○を付けてください。 |

[※]前年中とは、令和3年1月2日から令和4年1月1日までの期間です。

(2) 電算処理方式

賦課期日(1月1日)現在所有している全ての資産について申告していただく方式です。 資産内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書(評価額、課税標準額等を記載) を添付してください。

(3)電子申告について

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)を利用したインターネットによる申告も受け付けています。

電子申告の利用にあたっては、事前に利用登録などの手続きが必要になります。 詳しくは、eLTAXホームページ(http://www.eltax.lta.go.jp/)をご覧ください。

[※]前年より前の資産の増加・減少について申告もれがある場合は、それらも申告してください。(摘要欄に「申告もれ」と記入してください。)

6 非課税・課税標準の特例等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税非課税適用申告書」に必要事項を記入のうえ、非課税内容に係る資料とともに提出してください。ただし、非課税該当の償却資産でも台帳に登録しますので、申告をお願いします。

(2) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、<u>羽島市税条例第70条第1項、羽島市税減免取扱規</u> <u>則第3条に規定する一定の要件を備えた償却資産</u>は、**所有されている方の申請があった 場合に限り、**固定資産税の全部又は一部が免除されます。(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります。)

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税・都市計画税減免申請書」に必要事項を記入のうえ、減免内容に係る資料とともに提出してください。

(3)課税標準の特例が適用される償却資産

<u>地方税法第349条の3又は同法附則第15条、第15条の2、第15条の3若しくは第56条</u>に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

| | 対象資産 | 特例課税率 | 取得時期 | 添付書類 |
|---|-------------------|-------|------------|---|
| 防止施設等 | 汚水又は廃液の処理施設 | 1/3 | 平成30. 4. 1 | •特定施設設置届出書(写) |
| 設危 等害 | 公共下水道使用者の設置した除害施設 | 3/4 | 令和 4. 3.31 | ** 付 |
| 再生可能エネルギー発電設備 (特定太陽光発電) ※取得時期により、対象となる資産が異なり ますのでご注意ください。 ※詳しくは、ホームページをご参照ください。 〔地方税法附則第15条第27項〕 | | | 平成30. 4. 1 | 業費補助金交付決定通知書(写) |
| 先端設備等 | | | 平成30. 6. 6 | ・先端設備導入計画の申請書類および認定書(写) ・工業会等による仕様等証明書(写) ・リース会社が申告する場合は、上記に加え、固定資産税軽減計算書 およびリース契約書(写) |

[※]特例を受ける資産については、**種類別明細書に適用条項を必ず記載するとともに**、上記記載の添付 書類を添付してください。

[※]この表は一部について例示したもので、すべてを記載してはいません。また、地方税法等の改正により内容が変更されることがあります。

7 税額等の算出方法について

〈評価額の算出方法〉

個々の資産ごとに、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

| 前年中に取得した資産 | 前年前に取得した資産 |
|--------------|--------------|
| 取得価格×(1-r/2) | 前年度評価額×(1-r) |
| =取得価格×A | =前年度評価額×B |

r:耐用年数に応ずる減価率

A: 半年分の減価残存率で下記<**減価残存率表**>のA欄の率です。 B: 1年分の減価残存率で下記<**減価残存率表**>のB欄の率です。

※1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

※初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

|注意| 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

〈減価残存率表〉

『固定資産評価基準』* 別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

| | | 減価列 | 表存率 | | 減価残存率 | | | | 減価列 | | |
|------|---------------------|------------------|------------------|------|---------------------|------------------|------------------|------|---------------------|------------------|------------------|
| 耐用年数 | 耐用年数 に応ずる 減価率 | 前年中 取得の もの | 前年前 取得の もの | 耐用年数 | 耐用年数 に応ずる 減価率 | 前年中 取得の もの | 前年前 取得の もの | 耐用年数 | 耐用年数 に応ずる 減価率 | 前年中 取得の もの | 前年前 取得の もの |
| | r | Α | В | | r | Α | В | | r | Α | В |
| 2 | 0.684 | 0.658 | 0.316 | 19 | 0.114 | 0.943 | 0.886 | 36 | 0.062 | 0.969 | 0.938 |
| 3 | 0.536 | 0.732 | 0.464 | 20 | 0.109 | 0.945 | 0.891 | 37 | 0.060 | 0.970 | 0.940 |
| 4 | 0.438 | 0.781 | 0.562 | 21 | 0.104 | 0.948 | 0.896 | 38 | 0.059 | 0.970 | 0.941 |
| 5 | 0.369 | 0.815 | 0.631 | 22 | 0.099 | 0.950 | 0.901 | 39 | 0.057 | 0.971 | 0.943 |
| 6 | 0.319 | 0.840 | 0.681 | 23 | 0.095 | 0.952 | 0.905 | 40 | 0.056 | 0.972 | 0.944 |
| 7 | 0.280 | 0.860 | 0.720 | 24 | 0.092 | 0.954 | 0.908 | 41 | 0.055 | 0.972 | 0.945 |
| 8 | 0.250 | 0.875 | 0.750 | 25 | 0.088 | 0.956 | 0.912 | 42 | 0.053 | 0.973 | 0.947 |
| 9 | 0.226 | 0.887 | 0.774 | 26 | 0.085 | 0.957 | 0.915 | 43 | 0.052 | 0.974 | 0.948 |
| 10 | 0.206 | 0.897 | 0.794 | 27 | 0.082 | 0.959 | 0.918 | 44 | 0.051 | 0.974 | 0.949 |
| 11 | 0.189 | 0.905 | 0.811 | 28 | 0.079 | 0.960 | 0.921 | 45 | 0.050 | 0.975 | 0.950 |
| 12 | 0.175 | 0.912 | 0.825 | 29 | 0.076 | 0.962 | 0.924 | 46 | 0.049 | 0.975 | 0.951 |
| 13 | 0.162 | 0.919 | 0.838 | 30 | 0.074 | 0.963 | 0.926 | 47 | 0.048 | 0.976 | 0.952 |
| 14 | 0.152 | 0.924 | 0.848 | 31 | 0.072 | 0.964 | 0.928 | 48 | 0.047 | 0.976 | 0.953 |
| 15 | 0.142 | 0.929 | 0.858 | 32 | 0.069 | 0.965 | 0.931 | 49 | 0.046 | 0.977 | 0.954 |
| 16 | 0.134 | 0.933 | 0.866 | 33 | 0.067 | 0.966 | 0.933 | 50 | 0.045 | 0.977 | 0.955 |
| 17 | 0.127 | 0.936 | 0.873 | 34 | 0.066 | 0.967 | 0.934 | 51 | 0.044 | 0.978 | 0.956 |
| 18 | 0.120 | 0.940 | 0.880 | 35 | 0.064 | 0.968 | 0.936 | 52 | 0.043 | 0.978 | 0.957 |

^{*『}固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

〈課税標準額の算出方法〉

個々の資産ごとに計算した「評価額」を合計したものが課税標準額(1,000円未満切り捨て) となります。

課税標準の特例(6ページ)の適用を受ける資産がある場合は、当該資産の評価額にそれぞれ特例課税率を乗じて得た額をもとに課税標準額を算出します。

〈税額の算出方法〉

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額(1,000円未満切り捨て)× 税率(100分の1.4) = 税額(100円未満切り捨て)

※課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

〈計算例(概算)〉

| 資産の名称等 | 取得年月 | 取得価格 | 耐用年数 | 減価率 | 令和 4 年度 評価額 | 合計 |
|---------------|---------|------------|------|-------|--|-----------------------|
| 舗装路面(コンクリート敷) | 令和3年9月 | 2,700,000円 | 15年 | 0.142 | 2,700,000 円× 0.929 (パページ減価残存率表の耐用年数15年のA欄の率) = 2,508,300 円 (令和4年度評価額) | |
| ルーム エアコン | 令和2年11月 | 500,000円 | 6年 | 0.319 | 500,000 円× 0.840 (減価残存率表の耐用年数6年のA欄の率) = 420,000 円 (令和3年度評価額) 420,000 円× 0.681 (同B欄の率) = 286,020 円 (前年度評価額) (令和4年度評価額) | 3,337,756円 (令和4年度評価額) |
| 看板 | 令和2年3月 | 1,600,000円 | 3年 | 0.536 | 1,600,000 円× 0.732 (減価残存率表の耐用年数3年のA欄の率) = 1,171,200 円 (令和3年度評価額) 1,171,200 円× 0.464 (同B欄の率) (前年度評価額) = 543,436 円 (令和4年度評価額) | |

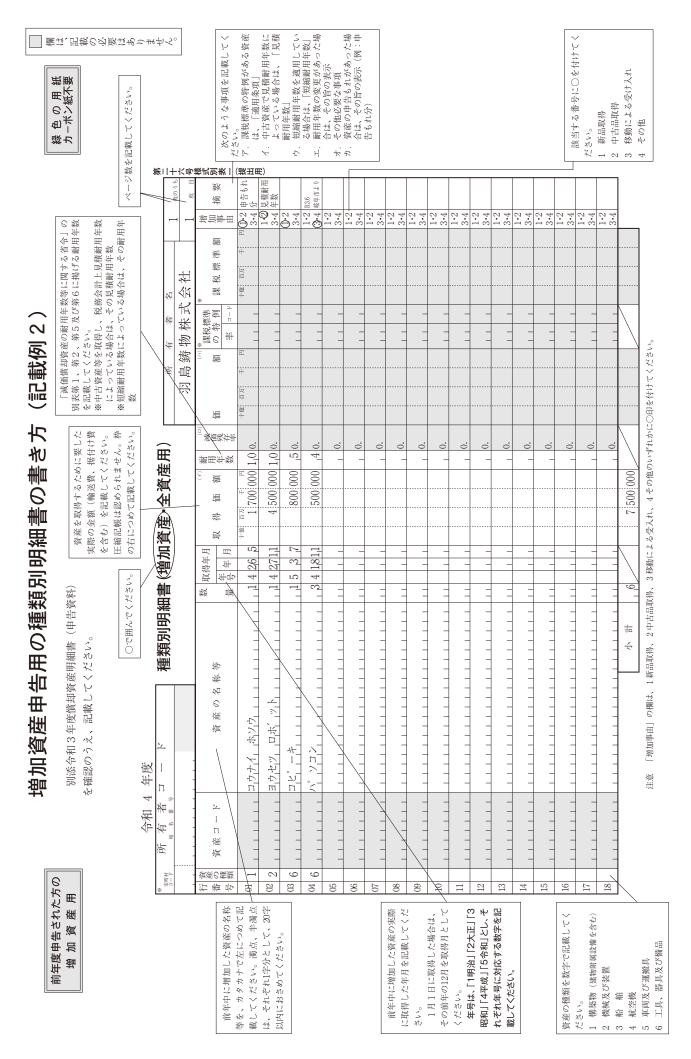
評価額の合計=決定価格=課税標準額(課税標準の特例を受ける資産がない場合)

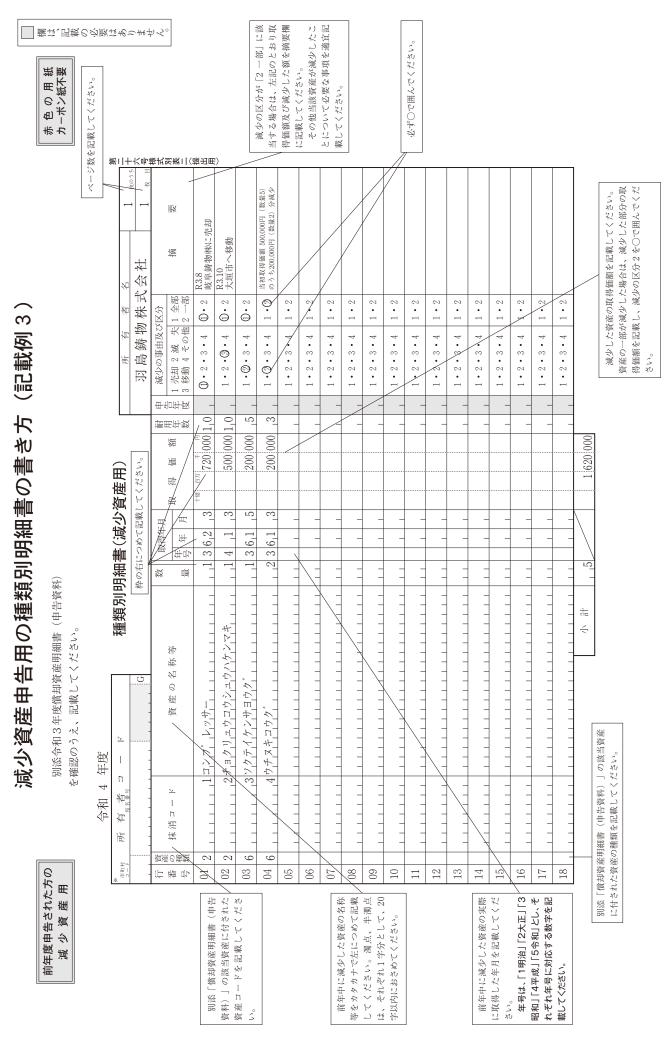
1,000円未満を切り捨て、税率(100分の1.4)をかけます。 3,337,000円×0.014 = 46,718円

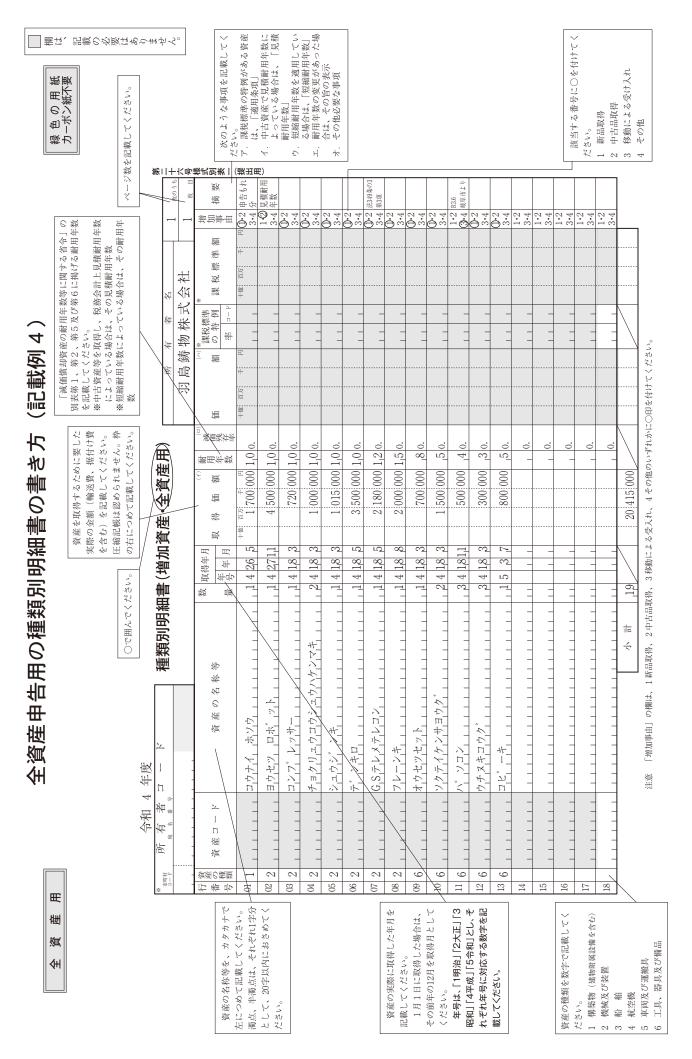
100円未満を切り捨てます。 46,718円 → 46,700円(税額)

-8-

この申告について応答できる 方の係名、氏名及び電話番号を の氏名及び電話番号を記載して 該当する方を○で囲んでくだ リース等で借用されている資 ついて該当する方を○で囲んで ①添付書類がある場合は、その があった場合は、その年月日 経理を委託している税理士等 当市内における事業所等資産 また、2つ以上ある場合もすべ て記載し、その主たる所在地の 事業を営んでいる所の家屋に ②所有者の住所、氏名等に変更 3その他、この申告に必要な事 の所在地を記載してください。 産がある場合、有を○で囲み、 番号を○で囲んでください。 借用先を記載してください。 カーボン紙使用 備考欄への記載事項 記載してください。 及び事由等 ください。 くだない。 220 严 法人にあっては13桁の法人番号 個人の方は12桁の個人番号を 13 税務会計上の償却方法 | (定率法)・定額法 を右詰めで記載してください。 # # 有・鯛 岐阜リース株式会社 有・舗 無終 # (F) 羽島市竹鼻町55番地 ・償却資産を所有していない場合→2 前年中に資産の増減がない場合→1 岐阜市神田町8丁目65番地 該当する番号を○で囲んでください。 П 单 **P** 次に該当する方も○印をつけて提出してください、 自己所有 艸 $\widehat{\mathbb{H}}$ 14青色 申告 9 増加億本の届出 12 特別像却又は圧縮記帳 8 短縮耐用年数の承認 10 末課稅該当資産 11 課税 標準の特例 甲 刑 # * 貸主の名称等 17 事業所用家屋の所有区分 資産の増減なし 市市村 2. 該当資産なし 3. 廃業ほか (・廃業等→3 <u>@</u> 18 備考(添付書類等 IMAMFT | 1 2 | 3 4 | 5 6 7 8 9 0 1 2 | 2 | 個人の場合は、事業開始年 月、法人の場合は、設立年月を 15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地 借用資産 (#)·#(i) 10 整理番号 鋳物製造業 15 392 記載してください。 # 915 000 20 415 000 700 000 3 800 000 (記載例 1 昭和54 償却資産申告書(償却資産課税台帳) 058 額 ((く)+(ロ)-∰ 14 膨 (電話 (電話 斑 3 個人番号又 4 事業種目 税理士等の氏名 (資本等の金額) 5 事業開始年月 6 この申告に応答す。 6 者の條及び氏名 黙 理業)してください。法人の場 事業種目を具体的に記入 (例:ミシン製造業、自動車修 合は、資本金又は出資金を記載 償却資産申告書の書き方 (ホ)~(ト)欄は、電算処理により全資産申告を行う場合には、記載が必要 000 1 700 000 300 000 200 000 犂 前年中に取得したもの 4 500 してください。 簄 電話 058-392-1111 4 年度 _ 定 出 **小**籽 000 400 000 1 620 000 が会は社 繳 医号) 1 220 前年中に減少したもの 徸 tt Lましたけttなちょう ばんち 羽島市竹鼻町55番地 物株式 礟 Ш ∞ 冥 10 щ 印字してある内容に誤りがあ る場合は赤で修正してください。 機械及び 装 置 車両及び 運搬 具 工具、器具 及び備品 000 535,000 睪 tha 2 900 0004 航空機 資産の種類 構築物 3 円 业 - 前年前に取得したもの 翠 $\mp\,501-6292$ ##**I** 635 4 4 7 # 5 Π 14 令和 (法人にあっ」 てはその名 称及び代表 者の氏名 2年4 币 又は約税通知書法産先 1 住 機械及び 装 暗 車両及び 運搬 具 工具、器 及び編品 資産の種類 華 深 物 航空機 申告書等の記載例 受付印 1/4 有 の名称、階数及び部屋番号を記 資産の種類別に取得価額の合計 (ロ) 欄は、令和3年1月2 い。7の合計欄は、記載例2の種 住所(又は納税通知書送達 先)及び電話番号を記載し、ふ りがなを付けてください。ビル 等に入居している場合は、ビル 氏名を記載し、ふりがなを付 日から令和4年1月1日までに 減少した資産の取得価額の合計 額を種類別に記載してくださ (ハ) 欄は、令和3年1月2 日から令和4年1月1日までに 増加した資産の取得価額の合計 額を種類別に記載してくださ 類別明細書 (増加資産・全資産 名称及び代表者の氏名を記載し 今まで申告されている方は、 い。7の合計欄は、記載例3の種 類別明細書(減少資産用)の小 用)の取得価額の小計欄と同じ けてください。法人の場合は、 てください。屋号があれば(額が既に記載されています。 必ず記載 計欄と同じになります。 内に記載してください。 載してください。 になります。 ∞







9 課税について

| 区分 | 説明 |
|--------|---|
| 価格等の決定 | 申告及び調査に基づいて固定資産(償却資産)の価格等を決定します。 |
| 課税標準額 | 賦課期日(1月1日)における償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。 ただし、課税標準の特例(6ページ)の適用を受ける資産の課税標準額は、その価格に特例 課税率を乗じた額となります。 |
| 税率 | 1.4%です。 |
| 免税点 | 課税標準額(償却資産の合計額)が 150 万円未満の場合は課税されません。 ※ただし、150 万円未満であっても申告が必要です。 |
| 閲覧 | 申告及び調査に基づいて決定した価格等については、令和4年4月1日から市役所税務課 にて課税台帳の閲覧を行うことができます。 詳しくは、「広報はしま」等でお知らせします。 |
| 納期 | 原則として、1期(4月)・2期(7月)・3期(12月)・4期(2月)の4回で納めていただきます。 |
| その他 | 正当な理由がなく申告をしなかったり、虚偽の申告をした場合は、罰則を適用されることがあります。(地方税法第 385 条、同第 386 条) |

10 調査協力のお願い

申告書の受理後、地方税法第353条(質問検査権)及び第408条(実地調査)に基づいて調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

なお、調査に伴い資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがあります。ご理解のほど、よろしくお願いします。

11 過年度への遡及について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得した翌年度まで(原則として、地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分)遡及することとなります。

なお、過年度分について遡及課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので、ご留意ください。

12 その他

平成28年度分以降の申告書から、マイナンバーの記載が必要になりました。 償却資産申告書の3欄に個人番号又は法人番号の記載をお願いします。(9ページ参照)

申告対象となる主な償却資産(業種別)

| 業 | 種 | 資 産 の 名 称 |
|--------|------------|---|
| 共 | 通 | パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、太陽光発電設備、 看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、LAN設備、外構(アスファルト舗装)等 |
| 製造 | 業 | 金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等 |
| 印 刷 | 業 | 各種製版機及び印刷機、断裁機等 |
| 建設 | 業 | 大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の課税対象となるものを除く))、測量機器、発電機等 |
| 娯 楽 | 業 | パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、 ボーリング場用設備等 |
| 料理飲1 | 食店業 | テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等 |
| 小 売 | 業 | 陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等 |
| 理容・美 | 容業 | 理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等 |
| 医(歯 |)業 | 医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)等 |
| クリーニ | ング業 | 洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等 |
| 不動産賃 | 資付業 | 受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等 |
| 駐車 | 場 業 | 受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、 舗装路面等 |
| ガソリンス | スタンド | 洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等 |
| 諸芸師貸 衣 | 匠 業 装 業 | 楽器、花器、茶器、衣装等 |

[※]上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

このラベルを切り取って、申告書送付の 際の封筒に貼り付けてご利用ください。



提出前に次の確認をお願いします。

- □申告書に連絡先の記載はされていますか。
- □申告書にマイナンバーの記載はされていま すか。
- □増加資産の耐用年数は記載されていますか。
- □前年より前の資産の増加・減少について申告もれがある場合は、申告していますか。 (摘要欄に「申告もれ」と記入してください)

〒501-6292

岐阜県羽島市竹鼻町55番地 羽島市役所税務課資産税係 行

償却資産申告書在中